

福島県後期高齢者医療広域連合一般職の任期付職員の採用等に関する規則

令和2年1月24日

福島県後期高齢者医療広域連合規則第1号

最終改正：令和2年福島県後期高齢者医療広域連合規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、福島県後期高齢者医療広域連合一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和元年福島県後期高齢者医療広域連合条例第5号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、条例第2条又は第3条各項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付職員」という。）及び条例第4条各項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の採用及び給与に関し必要な事項を定めるものとする。

(辞令の交付)

第2条 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員に対し、その旨を明示した辞令を交付しなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、辞令の交付によらないことを適当と認めるときは、辞令に代わる文書の交付その他適当な方法をもって辞令の交付に代えることができる。

- (1) 条例第2条、第3条各項又は第4条各項の規定により職員を任期を定めて採用する場合
- (2) 任期付職員又は任期付短時間勤務職員の任期を更新する場合
- (3) 任期の満了により任期付職員又は任期付短時間勤務職員が退職する場合
- (4) 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第8条第2項の規定により任期付職員又は任期付短時間勤務職員を他の職に任用する場合

(一般任期付職員の級別資格基準表の適用方法等の特例)

第3条 条例第2条の規定により任期を定めて採用された職員（以下「一般任期付職員」という。）であって、その者が有する専門的な知識経験、従事する業務等に照らして、福島県後期高齢者医療広域連合職員の任用に関する規則（令和2年福島県後期高齢者医療広域連合規則第5号）第5条第1項に規定する試験のうちいずれかの試験の結果により採用された者に相当すると認められる者については、福島県後期高齢者医療広域連合初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則（平成19年福島県後期高齢者医療広域連合規則第17号。以下「初任給規則」という。）第6条第1項各号に掲げる級別資格基準表（以下「級別資格基準表」という。）の試験欄の当該試験に対応する区分を適用するものとする。

2 一般任期付職員に対して初任給規則第10条第1項本文の規定を適用する場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、級別資格基準表に定める必要経験年数に100分の80以上100分の100未満の割合を乗じて得た年数をもって、級別資格基準表の必要経験年数とすることができる。

(一般任期付職員の給料月額決定等の特例)

第4条 新たに一般任期付職員となった者の給料月額及びこれに係る次期昇給予定の時期は、採用の日の前日から、級別資格基準表を適用する場合における当該職員の経験年数に相当する期間をさかのぼった日に採用され、引き続き在職したものとみなして、当該さかのぼった日において、初任給規則第12条第1項各号に掲げるに規定する初任給基準表（以下「初任給基準表」という。）を適用して得られる初任給（前条第1項の規定の適用を受ける職員にあつては、同項の規定による級別資格基準表の区分と同一の初任給基準表の試験欄の区分を適用して得られる初任給）を基礎とし、かつ、部内の他の職員との均衡を考慮して昇格、昇給等の規定を適用した場合に当該採用の日に受けることとなる給料月額及びこれに係る次期昇給予定の時期の範囲内で決定することができる。ただし、新たに一般任期付職員となった者が福島県又は福島県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年1月26日付け福島県指令市町村第1498号）第2条に規定する市町村の定年退職者等（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の2第1項の規定により退職した者又は第28条の3の規定により勤務した後退職した者をいう。）であるときは、この限りでない。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、任期付職員及び任期付短時間勤務職員の採用及び給与の特例に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(福島県後期高齢者医療広域連合事務分掌規則の一部改正)

2 福島県後期高齢者医療広域連合事務分掌規則（平成19年福島県後期高齢者医療広域連合規則第1号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

(職及び職務)

第4条 広域連合長の事務局に、次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

職	職務
---	----

局長	広域連合長の命を受け、事務局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
局次長	局長を補佐し、局の事務を整理する。
課長	上司の命を受け、課の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。

第5条を次のように改める。

(その他の職)

第5条 前条に規定する職を除くほか、広域連合長の事務局に必要な応じ、次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

職	職務
係長	上司の命を受け、高度な事務を処理し、並びに担当する事務を取りまとめ、及び整理する。
主任企画調整官	上司の命を受け、担任の高度な保健事業に関する業務を処理し、並びに担当する事務を取りまとめ、及び整理する。
主任	上司の命を受け、特に指示された事務を処理し、並びに担当する事務を取りまとめ、及び整理する。
企画調整官	上司の命を受け、担任の保健事業に関する業務を処理し、並びに担当する事務を取りまとめ、及び整理する。
主査	上司の命を受け、担任の事務を処理する。
主任栄養技師	上司の命を受け、担任の栄養指導の業務を処理する。
主任保健技師	上司の命を受け、担任の保健指導の業務を処理する。
主任看護技師	上司の命を受け、担任の看護及び診療の補助の業務を処理する。
副主査	上司の命を受け、高度な事務をつかさどる。
副主任栄養技師	上司の命を受け、高度な栄養指導の業務をつかさどる。
副主任保健技師	上司の命を受け、高度な保健指導の業務をつかさどる。
副主任看護技師	上司の命を受け、高度な看護及び診療の補助の業務をつかさどる。
主事	上司の命を受け、事務をつかさどる。
栄養技師	上司の命を受け、栄養指導の業務をつかさどる。
保健技師	上司の命を受け、保健指導の業務をつかさどる。
看護技師	上司の命を受け、看護及び診療の補助の業務をつかさどる。

准看護技師	上司の命を受け、看護の補助業務に従事する。
主事補	上司の命を受け、事務の補助業務に従事する。

第6条の次に次の1条を加える。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、一般職の非常勤職員の事務分掌等に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

(福島県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部改正)

3 福島県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成19年福島県後期高齢者医療広域連合規則第5号）の一部を次のように改正する。

第8条を次のように改める。

(年次有給休暇の日数)

第8条 条例第12条第1項第1号の規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数（1日未満の端数があるときは、これを切り上げた日数）とする。ただし、その日数が労働基準法（昭和22年法律第49号）第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、当該付与すべきものとされている日数とする。

(1) 1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一である任期付短時間勤務職員 20日に1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数

(2) 前号以外の任期付短時間勤務職員 155時間に条例第2条第2項の規定により定められた4週間を超えない期間における勤務時間の時間数を、当該期間におけるその者の条例第3条第2項ただし書の規定により勤務時間が割り振られた日の日数で除して得た時間数を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間数を1日として日に換算して得た日数

2 前項の規定にかかわらず、当該年の中途において新たに職員となった任期付短時間勤務職員の年次有給休暇の日数は、その者の勤務時間等を考慮し、広域連合長が別に定める日数とする。

第8条の次に次の2条を加える。

第8条の2 前条の規定にかかわらず、労働基準法第39条第1項又は第2項に規定する継続勤務年数の計算に当たり地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の6第2項の規定による採用後の勤務が退職以前の勤務と継続するものとされる者のその採用された年における年次有給休暇の日数は、当該採

用後の勤務と退職以前の勤務とが継続するものとみなした場合における日数とする。

第8条の3 条例第12条第1項第2号の規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数とする。

(1) 当該年の中途において新たに職員となる者（任期付短時間勤務職員を除く。）

その者の当該年における在職期間に応じ、別表第1の日数欄に掲げる日数

(2) 当該年において特別職職員等（条例第12条第1項第3号に規定する特別職職員等をいう。以下この条において同じ。）となった者で、引き続き新たに職員となったもの20日から新たに職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇又は年次有給休暇に相当する休暇（以下「年次有給休暇等」という。）の日数を減じて得た日数（この号に掲げる職員が任期付短時間勤務職員である場合にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、広域連合長が別に定める日数）

2 条例第12条第1項第3号の規則で定める法人は、次に掲げる法人とする。

(1) 沖縄振興開発金融公庫

(2) 国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人

(3) 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年福島県人事委員会規則第1号）別表第1から別表第4までに掲げる公益的法人等及び特定法人（福島県住宅供給公社、福島県道路公社及び福島県土地開発公社を除く。）

(4) 前3号に掲げる法人のほか、広域連合長がこれらに準ずる法人であると認めるもの

3 条例第12条第1項第3号の規則で定める職員は、当該年の前年において職員であった者であって引き続き当該年に特別職職員等になり引き続き再び職員となったものとする。

4 条例第12条第1項第3号の規則で定める日数は、20日に当該年の前年における年次有給休暇等の残日数（当該日数が20日を超える場合にあっては20日。1日未満の端数があるときはこれを切り捨てた日数）を加えて得た日数から、職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇等の日数を減じて得た日数とする。

5 第1項第2号に掲げる職員及び前項の規定の適用を受ける職員のうち、その者の使用した年次有給休暇に相当する休暇の日数が明らかでない職員の年次有給休暇の日数については、これらの規定にかかわらず、広域連合長が別に定める日数とする。

（福島県後期高齢者医療広域連合職員の給与の支給に関する規則の一部改正）

4 福島県後期高齢者医療広域連合職員の給与の支給に関する規則（平成19年福島県後期高齢者医療広域連合規則第6号）の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の1条を加える。

(短時間勤務職員の給料月額の端数計算)

第6条の2 短時間勤務職員について、条例第5条の2の規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。

第7条の次に次の1条を加える。

(勤勉手当)

第7条の2 条例第9条の規定により勤勉手当の支給を受ける職員の勤務成績による割合は、広域連合長が定めるものとする。

第39条を次のように改める。

(端数計算)

第39条 条例第19条の規則で定める1時間未満の端数の取扱いは、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 条例第14条の規定を適用する場合

30分以上 30分

30分未満 切り捨て

(2) 条例第15条から第17条までの規定を適用する場合

30分以上 1時間

30分未満 切り捨て

附 則 (令和2年福島県後期高齢者医療広域連合規則第7号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(福島県後期高齢者医療広域連合一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部改正)

4 福島県後期高齢者医療広域連合一般職の任期付職員の採用等に関する規則(令和2年福島県後期高齢者医療広域連合規則第1号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第6条第1項に規定する」を「第6条第1項各号に掲げる」に改める。

第4条中「第12条第1項に規定する」を「第12条第1項各号に掲げる」に改める。